

(意見書案第 33 号)

公立夜間中学校の整備と拡充を求める意見書

現在、公立夜間中学校は全国 8 都府県に 31 校しかなく、北海道、東北、北関東、中部に加え四国や九州には、自主夜間中学はあっても、公立夜間中学校は 1 校もない状況である。全国夜間中学校研究会の推計によると、15 歳を過ぎて義務教育が修了していない者は、百数十万人にも上るとされている。また現在、公立夜間中学校在籍者のうち外国人が占める割合は 8 割を超え、その約 6 割は日本語の習得を目的としているとのデータもある。こうした外国人の中には、日本の義務教育を終えていないために、就職や進学ができず苦慮している方も多くいる。

また、地域においては言葉はもとより、日本の文化や社会の仕組みについて知らない、長く住む上でさまざまな問題が生じることになり、日本に住み、日本語を学びたい外国人に対応した公立夜間中学校の整備と拡充が求められる。一方、公立夜間中学校がある地域においても、入学要件が「市内在住」もしくは「市内での正規就労 6 カ月以上」などとなっており、市外に住む方々の就学の機会が制約されている状況がある。

このような現状に対し適切に対応することで、地域の活性化、治安の改善、政府が掲げる一億総活躍社会の実現に資することになると考えられる。

よって、政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 年齢や国籍そして居住地に関係なく、希望する誰もが学べる公立夜間中学校の全都道府県への設置を促進すること。
- 2 公立夜間中学校における日本語教育のため、教員の加配を含めた専門家の配置に、国と都道府県が連携して財政支援を行うこと。
- 3 義務教育未修了者や在留資格を持つ外国人が、公立夜間中学校の情報を入手しやすいように配慮した広報の展開や、低所得者に対する授業料減免などの誘導策を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 12 日

釧路市議会

内閣総理大臣 }  
文部科学大臣 } 宛